

## 岡崎市消防団連合会補助金交付要綱

(補助金の目的)

第1条 市は、市の消防力の充実強化を図るため、岡崎市消防団連合会（以下「連合会」という。）が行う消防に関する事業について、予算の範囲内において、岡崎市消防団連合会補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(規則との関係)

第2条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(申請者の資格)

第3条 補助金の交付を申請できる者は、連合会の代表者とする。

(補助金の対象)

第4条 補助金は、連合会が行う次に掲げる事業に要する経費について交付する。

- (1) 消防団員の消防に関する知識及び技能の習得及び向上を図る事業
- (2) その他消防団に活動を支援する事業

2 対象とする経費は、前項に掲げる事業の実施に必要な消耗品費、印刷製本費、広告費、調査研修費、会議費、助成金、報償費、委託料、振替手数料、諸費、団運営費交付金、部運営費交付金及び予備費とし、次に掲げる経費は対象外経費とする。

- (1) 親睦会、親睦旅行等の娯楽目的の事業費
- (2) 慶弔費
- (3) 食料費（会議、訓練等における飲料代を除く）
- (4) その他の社会通念上、対象事業及び対象経費としてふさわしくないと考えられるもの。

(補助金の額)

第5条 補助金は、前条に規定する事業を実施する上で必要な額とし、予算の範囲内とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとするときは、次に掲げる書類を添え、提出しなければならない。

- (1) 補助事業対象事業計画書
- (2) 補助事業対象事業に係る収支予算書
- (3) 岡崎市消防団連合会規則
- (4) 岡崎市消防団連合会補助金交付要綱
- (5) 岡崎市消防団及び部運営費交付金交付要綱
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、額の確定後、連合会からの請求により交付する。なお、市長が必要があると認めるときは、2回以内の概算払により交付することができる。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を支払うものとする。

(実績報告)

第9条 規則第10条の規定による実績報告には、次に掲げる書類を添え、当該事業の完了後、速やかに提出しなければならない。

- (1) 補助事業対象事業実績報告書
- (2) 補助事業対象事業に係る収支決算書

(補助金の清算)

第10条 補助金の概算払による交付を受けた補助事業者は、補助金額の確定後、速やかに精算しなければならない。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 32 年 3 月 31 日に限り、その効力を失う。